

2025年1月 9日

大阪市・横山英幸市長様

申 入 書

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
執行委員長 湯川裕司

大阪市では、市長をはじめ職員の皆さん、地域の発展と社会貢献を目指し、日夜、奮闘されていることに敬意を表します。

また、大阪市で開催が予定されている日本国際博覧会では、人権方針として「人権の尊重」が示されていることはご承知のことと存じます。

私たちは、セメント・生コン産業で働く労働者で組織している産業別労働組合です。大阪市に対して、次のことを申し入れます。

2024年12月9日に「藤原生コン運送株式会社が、大阪府労働委員会から不当労働行為企が認定されたことについて」と題したお知らせ・要請文書を、大阪市の契約管財局契約部制度課に提出し、1ヶ月を目処に回答を求めたところ、契約管財局契約部制度課の担当者から「大阪市の施策ではないため」「市政外のため回答できない」などと当労働組合の担当者に電話で連絡がありました。

また、契約管財局契約部制度課の担当者は「団体との協議等の持ち方に関する指針」に基づき受け付けられない」と、当労働組合の担当者に伝えてきました。

さらに、2024年12月26日には、同日付けの申入書を契約管財局契約部制度課の担当者に手交しました。年が明けて、2025年1月6日、契約管財局契約部制度課の担当者から「大阪市の施策ではないため」「市政外のため回答できない」などと当労働組合の担当者に電話で連絡がありました。同日、申入書（24年2月26日付）が郵送で当労働組合の事務所に返還されました。

電話を受けた当労働組合の担当者が、どの部局に申入書を提出すればよいのか、と尋ねたところ契約管財局契約部制度課の担当者は、政策企画室・広報担当と市民局・ダイバー推進室だと示されたことから、担当部局へ申入書を提出します。

1. 上記の契約管財局契約部制度課の担当者の発言・伝言についてと、人権課題について下記のことを質問します。

2. 契約管財局契約部制度課の担当者が言う「団体との協議等の持ち方に関する指針」のどの項目に示されているのか。

3. 大阪市は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」には法的根拠がなく国の役割であると認識している、と回答しています。

しかし、「地方自治」とは諸問題の解決に責任を持つ「地方政府」の役割を担う活動でもあることはご承知のことと存じます。

近年、ビジネスと人権に関する指導原則をテーマに、ようやく日本国内でも人権問題として取り上げられているなか、大阪市の回答は誤った認識です。

人権課題が、子どもや女性、障がい者など幅広く存在しているのは大阪市も認識していることでしょう。市民社会の中に「分断」と「差別」が散りばめられており、人権問題の解決が見られないのは周知の事実です。

これらのことについての大坂市の見解や取り組みについて回答を求めます。

4. 労働者に対する不利益、労働者の尊厳が護られていないことに対して、労働局や労働委員会だけでは決して問題が解決されていない現状があります。労働者に対する不利益、労働者の尊厳が護られていない現状について、大阪市の見解や取り組みについて回答を求めます。

5. 大阪市人権尊重の社会づくり条例（平成12（2000年）年4月1日施行）では、一人ひとりの人権が尊重される「国際人権都市大阪」の実現を目指すとしていますが、大阪市人権尊重の社会づくり条例に基づく、大阪市の具体的な政策や取り組みの内容の回答を求めます。

6. ヘイトスピーチ条例は、差別を禁止する法律がないなか、個人の尊厳や差別を許さないとの姿勢を示すため、大阪市では全国に先駆けて条例が制定されています。条例制定後に大阪市が実践した事例を示してください。

大阪市には、本書面の提出後、1ヶ月を目処に回答していただくことを申し添えます。

(担当者) [REDACTED]

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部

副委員長 武谷新吾 [REDACTED]